

経営革新計画 承認申請の手引き



埼玉県産業労働部産業支援課

1 申請要件

申請に際しては次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 登記簿上の本店が埼玉県内にあること (※個人の場合は埼玉県内の住所を有すること)
- (2) 1年以上の事業実績があること
- (3) 特定事業者であること (※下表の業種・従業員数条件を満たしていること)
- (4) 新商品の開発、新たな生産方式の導入など、これから開始する「新たな取組み」が存在すること
- (5) 「新たな取組み」が、同業他社で相当程度普及している技術や生産方式の導入ではないこと
- (6) 法令及び公序良俗に反する事業ではないこと。公的支援を行うことが適当な事業内容であること

《特定事業者の範囲》

業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業・小売業	300人以下

※特定事業者には資本金要件はありません。

※旧様式に基づき申請を行い承認された経営革新計画の変更申請は旧様式に基づき行います。

その場合、旧基準により審査し変更の承認を行います。

《新たな取組み》

「新たな取組み」は以下の6類型です。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥その他の新たな事業活動



新たな取組

知的財産の活用等の先進的な取組から、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とします。

なお、個々の特定事業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として対象とします。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外となります。

(7) 次の条件を満たす経営革新計画があること

- ①3年以上8年以下（事業期間のみで3～5年）の計画であること

- ②「新たな取組み」を実施することで、企業全体の付加価値額又は1人当たりの付加価値額及び給与支給総額が次の基準以上伸びるものであること

事業期間	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加価値額」 の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年計画	9%以上	4. 5%以上
4年計画	12%以上	6%以上
5年計画	15%以上	7. 5%以上

・事業期間＝計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間

・付加価値額＝営業利益+人件費+減価償却費

・一人当たりの付加価値額＝付加価値額を従業員数で割ったもの

・給与支給総額＝給料+賃金+賞与+各種手当

(個人事業主の場合は、給与賃金+専従者給与+青色申告特別控除前の所得金額)

2 提出書類

- ① 承認申請書（申請日は県又は商工会等の収受日）
- ② 事業計画書
- ③ 決算報告書（直近の3期間）
- ④ 定款の写し（個人事業主の場合は不要）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し（発行後3か月以内）
※ 個人事業主の場合は住民票の写し（発行後3か月以内）
- ⑥ 会社案内（会社案内がない場合にはHPの打ち出し等）

3 フォローアップ調査・進捗状況調査・終了企業調査

本申請に係る承認を受けた場合は、計画の進捗や終了時の状況に関する次の調査について御協力をお願いします。

- ① 経営革新計画フォローアップ調査（計画1年目）
- ② 進捗状況調査（計画2～5年目）
- ③ 経営革新計画終了企業調査（計画終了後）

※ 承認企業様には調査票を県から送付します。

4 支援措置の注意事項

計画が承認されたことで、融資等を受けられるものではありません。融資等については、計画の承認とは別に金融機関・保証協会等の審査があります。

事前に金融機関等に相談してください。

5 窗口

※経営革新計画の相談や申請書類の提出先は、原則、本社所在地の商工団体等になります。

●商工会議所(五十音順) / 商工会議所連合会

上尾商工会議所	048-773-3111	越谷商工会議所	048-966-6111	所沢商工会議所	04-2922-2196
川越商工会議所	049-229-1810	さいたま商工会議所	048-641-0084	飯能商工会議所	042-974-3111
川口商工会議所	048-228-2220	狭山商工会議所	04-2954-3333	深谷商工会議所	048-571-2145
春日部商工会議所	048-763-1122	草加商工会議所	048-928-8111	本庄商工会議所	0495-22-5241
行田商工会議所	048-556-4111	秩父商工会議所	0494-22-4411	蕨商工会議所	048-432-2655
熊谷商工会議所	048-521-4600	一般社団法人 埼玉県商工会議所連合会	048-647-4115		

●商工会(五十音順) / 商工会連合会

朝霞市商工会	048-470-5959	志木市商工会	048-471-0049	富士見市商工会	049-251-7801
荒川商工会	0494-54-1059	庄和商工会	048-746-0611	ふじみ野市商工会	049-261-3156
伊奈町商工会	048-722-3751	白岡市商工会	0480-92-9151	松伏町商工会	048-992-1771
入間市商工会	04-2964-1212	杉戸町商工会	0480-32-3719	三郷市商工会	048-952-1231
小川町商工会	0493-72-0280	鶴ヶ島市商工会	049-287-1255	美里町商工会	0495-76-0144
桶川市商工会	048-786-0903	ときがわ町商工会	0493-65-0170	皆野町商工会	0494-62-1311
越生町商工会	049-292-2021	戸田市商工会	048-441-2617	南河原商工会	048-557-0742
加須市商工会	0480-61-0842	長瀬町商工会	0494-66-0268	宮代町商工会	0480-35-1661
神川町商工会	0495-77-3181	滑川町商工会	0493-56-3110	三芳町商工会	049-274-1110
上里町商工会	0495-33-0520	新座市商工会	048-478-0055	毛呂山町商工会	049-294-1545
川島町商工会	049-297-6565	西秩父商工会	0494-75-1381	八潮市商工会	048-996-1926
北本市商工会	048-591-4461	蓮田市商工会	048-769-1661	吉川市商工会	048-981-1211
久喜市商工会	0480-21-1154	鳩山町商工会	049-296-0591	吉見町商工会	0493-54-0701
くまがや市商工会	048-588-0140	羽生市商工会	048-561-2134	寄居町商工会	048-581-2161
鴻巣市商工会	048-541-1008	東秩父村商工会	0493-82-1315	嵐山町商工会	0493-62-2895
児玉商工会	0495-72-1556	東松山市商工会	0493-22-0761	和光市商工会	048-464-3552
坂戸市商工会	049-282-1331	日高市商工会	042-985-2311	埼玉県商工会連合会	048-641-3617
幸手市商工会	0480-43-3830	ふかや市商工会	048-584-2325		

●組合及び組合事業者向け 埼玉県中小企業団体中央会 048-641-1315

●その他 公益財団法人埼玉県産業振興公社 048-647-4085

申請先(埼玉県機関)

※埼玉県では、上記の商工団体等を通じて申請を受付けています

**北部地域振興センター
本庄事務所**
〒367-0026
本庄市朝日町1-4-6
本庄地方庁舎内
電話0495-24-1110

北部地域振興センター
〒360-0031
熊谷市末広3-9-1
熊谷地方庁舎内
電話048-578-4573

利根地域振興センター
〒361-0052
行田市本丸2-20
行田地方庁舎内
電話048-555-1110

県央地域振興センター
〒362-0002
上尾市南239-1
上尾地方庁舎内
電話048-777-1110

**川越企地域振興センター
東松山事務所**
〒355-0024
東松山市六軒町5-1
東松山地方庁舎内
電話0493-24-1110

秩父地域振興センター
〒368-0042
秩父市東町29-20
秩父地方庁舎内
電話0494-24-1110

西部地域振興センター
〒359-0042
所沢市並木1-8-1
所沢地方庁舎内
電話04-2993-1110

県庁(産業支援課)
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁本庁舎
電話048-830-3910

東部地域振興センター
〒344-0038
春日部市大沼1-76
春日部地方庁舎内
電話048-737-1110